

第141回宮城県都市計画審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成18年2月1日(水)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員 芦立委員, 安藤委員, 牛尾委員, 大村会長, 大山委員, 澁谷委員, 森杉委員, 平野委員代理, 松本委員代理, 森永委員代理, 近藤委員代理, 梅原委員代理, 鹿野委員, 安藤委員, 藤原委員, 柳原委員, 阿部委員(計17名)
- 4 議 案 議案第2164号 巨理都市計画道路の変更について
議案第2165号 特殊建築物の敷地の位置について
議案第2166号 特殊建築物の敷地の位置について
- 5 その他 気仙沼都市計画道路「気仙沼本吉線」の決定等について
- 6 議事内容
(1) 議 案

議案第2164号 巨理都市計画道路の変更について

事務局(梅津都市計画課長) (議案内容説明)

大村議長 ただ今,事務局からの説明がございましたが,委員の皆様から御意見,御質問等を
いただきたいと思えます。

安藤(俊)委員 駅前大通線の上りの勾配が若干,きつくなる気がします。その辺はどのよう
に配慮しているのでしょうか。駅前大通線側の法面の位置の方が高い位置にあって,一国
の方が低い位置にあると理解したのですが。

事務局(梅津都市計画課長) 駅前大通線から一国幹線に接続する部分について,若干,約1
パーセントの上り勾配になっております。

大村議長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。ないようですので,お諮りいたします。
議案第2164号につきまして,原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

大村議長 御異議がないものと認め,本案については,原案のとおり承認することに決定いた

します。

議案第2165号 特殊建築物の敷地の位置について

事務局（津田建築宅地課長）（議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。

藤原委員 確認なんですけれども、計画の最初にある庁内連絡調整会議で、何か留意点として出されたものはなかったのか。それと第2点として、説明会で特段の反対はなかったということなんです。要望等についてあったのかどうか。それから3点目は、油水分離施設ですが、排水または分離水の漏出の防止は完全なのかどうかについて確認させていただきたいと思います。

大村議長 3つの確認事項がございましたが、いかがでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 庁内連絡調整会議につきましては、記録によりますと特段、調整に手間取ったということはないとなっております。説明会の要望についてですが、この処理施設は食用油等を工場内に持ち込みまして、それを処理することによってディーゼルエンジンの燃料や水等に分解されるわけですが、近くの農家の方々から食用油を引き取ってもらえるのかという要望が出されております。それにつきましては、検討するという回答をしております。それから、油の排水について特に注意するために公害防止協定を結んでおりまして、月に一回、専門業者をお願いして排水先4箇所のポイントで排水をチェックしております。さらに、油水分離槽を設けており、ここで物理的に何層かで比重の違いで分離するんですけれども、その中に浮いた油水を除去する設備を設置し、配慮しております。

大村議長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

藤原委員 はい、わかりました。

大村議長 他にありませんか。はい、大山委員。

大山委員 広浦に場所が近いということですが、ここは環境省指定の日本の重要な干潟五百選に選ばれておりますので、冷却水として搬出された後、施設で利用した水はどうなるのか、どう利活用するのか確認したいのと、今話題の干潟がありますので、環境については十分配慮したいという意見を述べさせていただきます。

事務局（津田建築宅地課長） 先ほどの説明で不足したのですけれども、廃油を利用可能にするために遠心分離して水と油に分けますが、その水は岩手県のセメント工場でセメントの製造過程に必要な水として利用できるということで、そちらと委託契約を結んでもれなくそちらに持って行くということでもあります。

それから先ほどの藤原委員のご質問でもありましたが、環境汚染の元となるような油につきましては、公害防止協定を結んで監視するということであります。

大村議長 よろしいですか。他にございませんか。私から一つ。循環型社会といわれてますから、こういう仕組みはこれからも割とおきてくる。しかも石油そのものが値上がりしたりすると変わっていくということで、野放しにしておくと、あっちこっちにできてくるのが怖い気がします。民間でやることなので、なかなかコントロールが難しいかも知れませんが、こういう施設については、大きな要件を事前に定めておくとか、県内で概ねどのくらいの量が発生する可能性があるか前もって見通しをたてておいてはどうでしょうか。県では実態はわかりになっているのでしょうか。

事務局(津田建築宅地課長) 廃棄物の処理の見込みにつきましては、所管が異なるのですが、宮城県における廃棄物対策に関する基本指針というのがありまして、産業廃棄物に関する目標として、排出量で平成9年度7,261,000トン、平成22年度が7,987,000トンという目標値があります。

その中で、リサイクル率は平成9年度で37.2パーセント、平成22年度が46パーセント、中間処理による減量化率は平成9年度が55.6パーセントというふうに基本方針があるんですけど、ゴミというのは宮城県内だけから出るわけではなくて、広域的な処理というのがあります。

今、会長が仰ったとおり、絶対量を掴んで、宮城県のある地域で概ねどのくらい処理するかという目安を計画するのが本来は必要だとは思いますが、建築基準法の51条で掲げられている施設の中で、都市計画上、位置の決定をすべきであるというのは卸売市場とか火葬場、ゴミ焼却場のような公共的かつ公益性の高い施設については、環境の保全の面からも前もって位置の決定を考えておいた方がよいかと思いますが、今回の事案のように、中間処理施設で、比較的小規模でなおかつ民間でやるようなもので、環境への負荷が比較的小さいものについては、これは、位置の決定は難しいかと思えます。私どもが当審議会に付議する際にまず考えておりますのは、まずは立地場所でございます。

その立地場所としての条件は、市町村長から既定の都市計画上、及び当該市町村に係る総合計画等に基づく土地利用計画上、支障がないかということでございます。そして、市町村長から支障がない旨の意見が付されていて、さらに、都市計画区域の用途地域の指定がある区域内においては、原則としては工業地域以上。用途地域の指定のない区域にあっては、周囲の土地利用の状況から市街地的な利用がなく、将来的にも市街地的な土地利用の見込みがない場所であって、周りに住宅等が存在しないところ。それから学校とか図書館、病院等が近接していないという条件。それから、搬出入路がある程度完備しているものについて、都市計画審議会に付議するように考えております。

大村議長 わかりました。はい、どうぞ。

大森委員 最近、バイオディーゼルの注目されております。これは食用油をトラクターを動か

すことのできる油に換えるもので、埼玉とかで実際にデモンストレーション的に小規模ではあるものの実施している例があります。名取は農業が盛んですので、処理施設というと、どうしても農業とか地域への負荷とかいう面で捉えがちですけど、もう少し踏み込んで、物質循環の中で食用油を積極的にエネルギーとして地域の中で活かさないものかと思うんですけど。そういう柔軟な発想があれば、処理施設を負担として捉えるのではなく、むしろ拠点にして、周辺商店街から食用油を回収して、それを元にしてトラクターが動くような、環境を視野に入れた捉え方ができないものかと感じてるのですけれど。

大村議長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

事務局（津田建築宅地課長） この施設は、給食センターとか生協等で使っている食用油を集めて、分離してリサイクルする、今まさに委員が仰ったような目的の施設でございます。県においては資源循環推進課が推奨しているところでございます。

大村議長 ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2165号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2166号「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。

藤原委員 一次破碎、二次破碎、三次破碎について、それぞれ詳しく説明していただけますか。

事務局（津田建築宅地課長） はい。木材を搬入後、異物を除去してから破碎機に投入するのですが、一次破碎は5～100ミリ、二次破碎は30ミリアンダーにいたします。三次破碎で5～10ミリくらいにいたします。破碎の細かさによって、バイオ燃料用とかに分かれてます。

藤原委員 破碎に伴う騒音と、風の強い日の粉塵対策については大丈夫なのでしょう。

事務局（津田建築宅地課長） この施設では、全て建築物の中で処理を行います。粉塵については換気扇等から外に漏れる場合もありますので、フィルター等を設けております。騒音につきましては、外壁で一次ダウンします。距離減衰は4点で想定しており、敷地境界線上の4点での値は、音源からの距離であります。計算の結果、いずれも規定値以内に収まっております。

大村議長 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

安藤（俊）委員 破砕能力が年間18,000トンということですが、現在、県内の処理木材量は、せいぜい20,000トンクラスだったと記憶していますが、県外からかなりの量が持ち込まれるのですか。それと、これだけの量を搬入するのに周辺の道路は交通安全上、対策が取られているのか。住民説明上の理解を得られているのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） この工場で考えておりますのは、県内が95パーセント、県外が5パーセントという事業計画書になっております。トラックの台数ですが、大和松島線が近くにありまして、一日あたりの交通量は1,100台となっております。現場に搬入されるトラックは、一日10トンダンプで10台、搬出は5台、従業員が一日7台となっておりますので、影響は少ないと考えております。

安藤（俊）委員 後段の交通量についてはよく判りましたが、前段が理解しにくいかと思うのですけれど。川崎町の方でバイオマス関係があるのですけれど、そちらの計画では間伐材の処理工場が44,000トンとなっている。県内の発生数量60,000トンで、下回っているとはいえ、現実的には50,000トン分くらいは用途が決まっておりますので、残りは10,000トンくらいしかない。どうも、木材の発生量に対して甘い見方をしているのではないかという気がするのですが。県内で95パーセントというのは眉にツバ付けたくなる気がするのですけれど、どちらかといえば廃棄物処理行政に関係してくる話ですので、県内95パーセントが計画どおり可能なのかも含めて、関係部局と連絡を取りながら推移を見守っていただきたいと思えます。答弁は不要でございます。

大村議長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

梅原委員代理 川内流通工業団地に隣接ということですが、本来、この団地内に建設すべき施設だと思うのですが、団地から外れた隣接地に設置しなければならない事情がおりないのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 隣接地に川内工業団地がございまして、こちらの土地利用は、エコファクトリー団地としての引き合いがありまして、そちらのほうは埋まっているということでございます。それで、この隣接した部分に土地を設けたということです。

大村議長 よろしゅうございますか。他にございますでしょうか。それでは、お諮りいたします。

議案第2166号につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

大村議長 以上で、本日の議案3件の審査はすべて終了いたしました。この他に、皆さん何かございますか。あとの二つの議案について少し意見があるんですけど、循環型社会になると、こういうのが増えてくる可能性があります。本当に循環になっているのか、ちょっとしたミスが地元の環境に影響を与えますので、気をつけなければいけないと思います。都市計画サイドで何ができるのかということを考える必要があると思います。

それから、長年やってきた事例から見ますと、資材置き場とかこういった施設ができると、周辺の土地利用が変わり出すんですね。地域が変わっていく大きな要素になりますので、そういったことに対してどうするかということを都市計画サイドで個別の意見ではあるけれども考えなければならないと思います。今日は特に議論をしたいとは思いませんが、その地域の将来を暗示するようなものひとつであるということに気にしておりまして、一件ごとの簡単な問題ではなくて、少し長期的な判断を検討していく必要があるかと思っています。

柳橋委員 そのとおりだと思います。都市計画審議会としての審議が、提示されたことに対して、あってよからうかということにひかれがちなので、先生もおそらく仰ったのかと思いますが、もし必要であれば、この会議の前とか後にそのための協議会とか別の場を設けてやるべき問題だと思う。同じ場でやってはごっちゃになってしまいますので、審議会は審議会として審議を行い、例えば協議会の形を取って別に協議するというのは是非、必要なことだと思います。先生のご意見に賛成です。

大村議長 世の中も随分変わって、人口が減っていくことも明らかになったわけですし、都市計画についてここで何を議論していったらよいのかも含めて、審議会とは別の組織を事務局にご検討いただいて、議論をするときの基本になるような考え方を共有するということが大切かと思っていますので、皆様からもご意見をいただいて、事務局にもどんなやり方をすればいいのか検討していただきたいと思っています。

安藤(俊)委員 柳橋先生が仰ったとおりで、いつもここでそういう議論ができない理由というのは、市町村からの報告に「市町村の都市計画には支障ございません」という一項が入ってくるためではないか。だから、地域づくりやまちづくりに対する議論が乏しくなるのではないかと思います。審議会には町村会長さん、市長会会長さんも入ってますけれど、個別の

自治体の「支障ございません」のコメントで議論が阻害されているような気がしますので、
そこも含めて今後検討いただければなと思います。

大村議長 はい、ありがとうございます。事務局から何かございますか。

事務局（梅津都市計画課長）（その他事項説明）

大村議長 はい、ありがとうございます。これについて質問はございますか。

森杉委員 資料によりますと、「環境調査等を実施して」とありますが、都市計画決定をする
場合には環境アセスメントが常時なされているかと思うのですが、この件についてのご報告
はそのときにあるのでしょうか。

事務局（梅津都市計画課長） そもそも、国アセスと条例アセスがあります。国の法令では一
種事業が4車線10キロ以上、二種事業及び県条例の一種事業では4車線7.5キロ以上という
ことですので、国アセスにも条例アセスにも該当いたしません。ただし、これだけの事業で
ございますので、任意アセスを行っております。その環境調査検討委員会を別に立ち上げて
調査を行っております。その委員には、東北学院大学の菊地先生や東北大学の鈴木先生など、
環境に詳しい先生方が集まっております。調査いただいております。その調査結果につ
きましては、公聴会でも報告しております。内容につきましては、大気質、騒音、振動、日照
障害、動物全般、猛禽類、生態系、植物、景観、廃棄物等の調査の結果、影響がない、もし
くは環境保全の措置を講じていくという報告になっております。

大村議長 ほかにございませんか。それでは、これで本日の審議を終了いたします。御協力あ
りがとうございました。